

議案第 87 号

山陽小野田市急患診療所条例を廃止する条例の制定について
山陽小野田市急患診療所条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市急患診療所条例を廃止する条例

山陽小野田市急患診療所条例（平成 21 年山陽小野田市条例第 30 号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の山陽小野田市急患診療所条例（以下「旧条例」という。）に基づく急患診療所において診療を受けた者に係る診断書等をこの条例の施行の日以後に交付する場合における費用の納付については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。